

主な財政用語の説明

基準財政需要額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準の行政を行うために必要な一般財源の額を、各行政項目ごとに算定したものの合算額をいう。

基準財政収入額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体の基準となる収入を一定の方式で算定した額をいう。

標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値をいう。

$$\text{標準税収入額等} = \left[\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} \right] \times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}$$

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものであり、財政指標の算定等に用いられる。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額 (注)}$$

(注) 臨時財政対策債発行可能額について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）に基づく健全化判断比率等の算定においては、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えた額が用いられている。地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模についても、平成20年度決算からは臨時財政対策債発行可能額を加えた額が用いられている。

財政力指数

財政基盤の強さを示す指標であり、標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示したものである。通常、過去3か年の平均値をいう。

なお、単年度で「1」以上の市町村には、原則として普通交付税は交付されない。

$$\text{財政力指数} = \left[\frac{\text{N-2年度基準財政収入額}}{\text{N-2年度基準財政需要額}} + \frac{\text{N-1年度基準財政収入額}}{\text{N-1年度基準財政需要額}} + \frac{\text{N年度基準財政収入額}}{\text{N年度基準財政需要額}} \right] \times \frac{1}{3}$$

※ Nとは、地方財政状況調査（決算統計）の調査年度を示す。

実質収支比率

標準財政規模に対する、実質収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質的な収入と支出との差）の割合で、その妥当性を判断するために算出される比率である。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に対し、地方税、地方交付税、地方譲与税、などの経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用しうる収入（経常一般財源等）や臨時財政対策債がどの程度充当されているかをみることにより、その団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

実質赤字比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つであり、「一般会計等における実質赤字」の「標準財政規模」に対する割合を示した指標である。なお、実質赤字額がない場合は、「-」で表示される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つであり、「一般会計等に公営事業会計・公営企業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字」の「標準財政規模」に対する割合を示した指標である。なお、連結実質赤字額がない場合は、「-」で表示される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実質公債費比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つであり、一般会計等が負担する公債費、公営企業の公債費に係る繰出金及び一部事務組合の公債費に係る負担金などの「実質的な公債費」の「標準財政規模」に対する割合を示した指標（3か年平均値）である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left[\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (注1)} \right] - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right]} \times 100$$

(注1) 準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

将来負担比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つであり、一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額及び公営企業債残高のうち普通会計からの繰出金で償還する見込額などの「将来負担額」の「標準財政規模」に対する割合を示した指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (注1)} - \left[\text{充当可能基金額 (注2)} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right]} \times 100$$

(注1) 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(注2) 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金